去年の寒むどい目にあった秋の長期臨
時休業が又やって来たぞ！
「こんどこそ斗ふ」これが長い間臨休で
苦しめられた捺染部の兄弟の決心だ。
職場大会を意気を見ろ！こんな事
は昭和二年しの争議以来だぞ。去る、十
日、綿布の兄弟もデモとメーデー歌で応援
した。いつ終るやらわからぬ臨休や又臨休中に
葉書一本で首切ると云ふアクドイ手（へを
持つてゐるかは知れぬのだ。
捺染部對策委員会は左の要求書
を明日、提出することを決議した。
一、仕事のない場合は各部に廻すこと
一、臨時休業中の首切絶対反對
一、於一月十日迄は日給全額支給のこと
一、長期間の臨時休業は日給八分支給の[illegible]

職場大会を開いたらすぐその足で要求書を
持って事務所へ押しかけるのだ。
對策委員にばかり任かしては駄目だぞ皆んなで
が行くのだ。行動はスバシッコク、テキパキやるんだ、
連絡を先ず定められた通り堅くするんだ。
交渉の途中でいろんな邪魔者が出て来て断然
きこえだいいけない。役員の前に立って實行を貫ぬ
に出すのには何の遠慮も恐れもないのだ。
要求を大島裁縫手川りーム　第一製糸工
校印刷の兄弟も争議に入ってゐるんだ。
第五工場の兄弟が諸君の背後について
ゐるのだ、腹をきめて交渉をやれ
空腹にするな！
最後迄ガンバレ！！

5.11.12
第1896

労秘第四〇五七號

昭和五年十一月十四日

警視総監　丸山鶴吉

内務大臣　安達謙藏殿
社會局長官殿
大阪神奈川各府縣知事殿

日本染織株式會社ノ紛議ニ関スル件　（第二報　解決）

要旨　会社ハ休業期間ヲ短縮シ[illegible]賃ハ嘆願ヲ撤回シテ五日解決セリ

記

首題ノ件ニ就テハ既報ノ処大ノ如クナルカ状況左記ノ通

左記

(1)　事業主ハ四日午前九時三十分捺染部主任ヲ通シテ嘆願全部